古河市告示第３４５号

公示送達について

高齢者の医療の確保に関する法律第１１２条において、公示送達を定めている地方税法第２０条の２を準用できる規程に基づき、次の通知番号に係る通知を次の者に対して公示送達いたします。この場合において、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、健康推進部国保年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和８年11月10日

古河市長　針　谷　[redacted]

記

氏名	通知書番号
稲田　実	03934-90（3期）